

「第5次神奈川県ニホンザル管理計画（素案）」に対する提出意見及び意見に対する県の考え方

資料1

意見の内訳（意見分類）： ア 計画の基本的な考え方について／イ 管理事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）： A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画素案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	ページ	項目	意見分類	意見	反映区分	県の考え方	提出方法	意見元	日付・市町村
1	1	—	ウ	1ページ目：下部、ページ数の表示が「29」となっている。	A	ご指摘のとおり修正しました。	フォーム	県民	2022/10/31
2	1	—	ウ	1ページ目のページ数が「29」となっている。→「1」に修正。	A	ご指摘のとおり修正しました。	フォーム	県民	2022/11/16
3	1	—	ウ	目次の後が1ページに当たるかと思うが、「29」と表記あり。	A	ご指摘のとおり修正しました。	市町村意見	市町村意見	08小田原市
4	2	第1章-4 計画期間	ア	令和4年3月に1年間延長したことで計画期間が4年間となっていると思われるが、令和5年4月から5年間ではダメなのか。	D	神奈川県ニホンザル管理計画は、鳥獣保護管理補法における第二種特定鳥獣管理計画に位置付けられますが、これは県が国の指針によって策定する鳥獣保護管理事業計画の期間内で作成されることとなっています。よって、現在の『第13次神奈川県鳥獣保護管理事業計画』の終期である、令和9年3月31日までの4年間となります。	フォーム	県民	2022/11/16
5	2, 24	第1章-5 計画対象区域 第4章-7 (1) 計画対象区域外の群れ	イ	「県内33市町村のうち、サルの生息が確認されている12市町村」とあり、『箱根町』が除かれています。（第4次管理計画には13市町村として箱根町の記載有） 以下の理由により、計画対象区域（13市町村）に戻すべきです。 1. どのような経緯で削除になったか知らないが、計画対象区域の変更という重大な事案にもかかわらず、鳥獣総合対策協議会並びにサル対策専門部会に説明や審議することなく、改正に踏み切ろうとしていることに強く抗議します。箱根町は過去にサルの主要な生息地として確認記録がある地域であることから、当然十分な審議が求められるはずですが。 2. 西湘地域個体群の管理については、本素案において、県は地域個体群の維持管理に関する明確な方針を示すことなく、環境省のガイドライン改定等による検討状況を踏まえ、県としての対応を検討（9ページ）（3）地域個体群別の課題 ア西湘地域個体群と延ばしました。であるならば、環境省の検討状況を踏まえ、県としての対応を検討する段階になるまでは、対象区域は13市町村のままとし、対応を検討する段階になってから対象区域についての変更の可否を検討することが筋です。 3. 24ページ 7 その他管理のために必要な事項 (1) 計画対象区域外の群れ には「12市町村の外で確認された群れについては、…（略）…、積極的な捕獲に努める。」との記載があります。ということは、もし箱根町に西湘地域個体群の群れが移動してきたら、環境省のガイドライン改定等による検討状況を踏まえることもなく捕獲に努めることとなり、県の対応には一貫性がなくなってしまう。	A	ご意見を踏まえ、従前計画では対象区域はサルの生息が確認されている市町村としていましたが、第4次計画期間中に箱根町に生息する群れが除去されたことを踏まえて「サルの生息が確認されている」旨の記載を削除し、13市町村に戻しました。また、計画対象区域外の群れに関する記載についても併せて表現を修正しました。 (第1章-5 計画対象区域 2P <ア>) (第4章-7-(1) 計画対象区域外の群れ 24P <シ>)	フォーム	県民	2022/11/16
6	6	図2-2	ウ	4ページに図 2-2 県内ニホンザル生息数、6ページに図 2-2 電波発信器による位置情報の確認と「図2-2」が二つある。6ページは「図2-2」→「図2-3」に修正し、あわせて文章中也修正する。	A	ご指摘のとおり修正しました。	フォーム	県民	2022/11/16
7	6	第2章-2 (2) 農作物被害の軽減について	イ	「平成30年度以降、農作物被害額と農作物被害面積は共に減少してきている」と記載があるが、被害額及び面積は減少ではなく増加傾向にあるのが実態である。現状の調査方法では、被害の実態の把握が十分でないため、今後、しっかりと現状を把握できる調査方法を確立するとともに、文面には「減少している結果は出ているが、農業者から被害の声が多くあるため、実態に即した被害状況の把握に努めていく」といった趣旨の内容を記載するべきである。	A	ご意見のとおり、農作物被害額等の数値だけでなく、実態に即した被害状況の把握に努める必要があるため計画に反映しました。 (第2章-3-(1) 目標達成に係る課題 8P <ウ>)	FAX	県民	2022/11/18
8	7, 8	—	ウ	図表の番号について、章ごとに番号を振っているのであれば、7ページの「表3-1」は「表2-2」、8ページの「表3-2」は「表2-3」とし、あわせて文章中也修正する。	A	ご指摘のとおり修正しました。	フォーム	県民	2022/11/16

意見の内訳（意見分類）： ア 計画の基本的な考え方について／イ 管理事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）： A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画素案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	ページ	項目	意見分類	意見	反映区分	県の考え方	提出方法	意見元	日付・市町村
9	7,8	第2章 - 2-(3) 生活被害及び人身被害の根絶について、第2章-3-(1) 目標達成に係	ア	なぜ農作物被害は軽減で、生活被害・人身被害は根絶なのか。人身被害の根絶は重要性から理解できるが、実績から家庭菜園等（農業生産でない）の被害を生活被害として捉えていると思料でき、根絶は極めて困難であると言えるため、生活被害は根絶から軽減に改めてはどうか。	C	生活被害の主なものは、人家侵入や屋外の物品損傷等であり、県民生活への影響が大きいことから目指すところを「根絶」としています。今後、サル管理の進展に伴う被害の推移や被害内容の変化などを踏まえて、設定した各目標を検証し、必要に応じて見直していきます。	市町村意見	市町村意見	15伊勢原市
10	—	—	イ	農作物被害については、地域個体群別の農作物被害額及び被害面積の推移は示されているが、どのような農作物被害があったかなどの記載や分析がないので、本文中に記載したらどうか。それにより地域ごとにどのような農作物被害への対策が取れるかが明確になると思われる。	A	ご意見のとおり、各地域個体群別の被害作物についての表を記載しました。 (第2章-2-(2) 農作物被害の軽減について 7P <イ>)	フォーム	県民	2022/11/16
11	—	—	イ	被害防除対策として追い払い等の対策を進める、とあるが、被害を受けている中山間地域では、高齢化が進み、地元住民のみでは継続していくことが困難な現状がある。追い払い等の対策を継続させるための取り組みを、計画に位置付けていただきたい。	A	ご意見のとおり、鳥獣被害対策の担い手確保について記載しました。 (第2章-3-(2) 管理事業の手法上の課題 9P <エ>) (第4章-1 被害防除対策 17P <ク>)	市町村意見	市町村意見	03相模原市
12	—	—	イ	群れの行動域モニタリングについて、GPS首輪をつけた個体から首輪が外れてしまい、一定期間位置が不明となっているため、GPS首輪の装着は課題として検討していただきたい。	A	ご意見のとおり、課題に反映しました。 (第2章-3-(2) 管理事業の手法上の課題 9P <オ>)	市町村意見	市町村意見	12秦野市
13	11-16	—	ア	本計画は令和9年3月までの4年間を期間とする根幹的なものであるから、策定時点で〇〇群がどこの地域に何頭生息し、当該サルが〇〇件・円・面積（これは実績の記載あり）の被害を及ぼしているため、こうした状況や数字を計画終了時には、どのような状態することを目指すのか、全てを事業実施計画に委任するのではなく、国の方針等や明確なエビデンスを基に記載すべきではないか。	D	管理計画には、管理の考え方や地域個体群別の管理方針などを記載しており、地域個体群を構成する各群れの対策の方針や具体的な対策は、状況の変化に対応できるよう、毎年度の事業実施計画で定めることとしています。	市町村意見	市町村意見	15伊勢原市
14	11	第3章 - 1 計画の目標	イ	これまで、山林の環境が改善されないまま、サルの群れを除去した結果、その群れがいた地域の被害が減っただけのように思われます。結果的に、西湘地域個体群は絶滅の危機に陥っており、適切な地域個体群の管理にはなっていないと思われます。	B	人工林の間伐や混交林化などの森林整備を進めることによって、林床植生の回復や広葉樹の生育を図り、サルを始めとする野生動物の生息環境の改善を進めてまいります。	FAX	県民	2022/11/17

意見の内訳（意見分類）： ア 計画の基本的な考え方について／イ 管理事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）： A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画素案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	ページ	項目	意見分類	意見	反映区分	県の考え方	提出方法	意見元	日付・市町村
15	—	—	ア	計画をよく読むと記載があるが、基本的な知識や考え方が後出しになっている。構成がわかりづらい。 P21などでは「なぜサルを群れ管理をするのか」、「母系集団だからメスをむやみにとらなのか」といった説明が、読み進まないといけない。 例えば、初期の段階で図表、ツリーチャート、コラム等を用いて、積極的に捕獲をする群れ（集団）とそうしない群れの違い、オスとメス（順位含む）の捕獲の違いがわかるとわかりやすいと思う。 専門家ならともかく、基本的なことを知らない意見すらも述べられない。特にサルの場合は単純に加害個体を捕獲すればよいものではなく、その場の感情やネット等にある間違っただけの認識を与えてしまうと、計画の遂行にも支障が出るおそれもあるので、もう少し丁寧に計画を作成してほしい。	A	ご意見を踏まえ、管理の考え方に記載を追加しました。 (第3章-2 管理の考え方 11P <カ>)	フォーム	県民	2022/11/4
16	12	第3章-2 管理の考え方	ア	コラム 内容が正確とは言えないので、削除を求めます。 理由) サルの群れがいた地点と植生との関連性から導こうとしているようですが、群れの行動域の植生と群れの土地利用との関連性による分析が必要です。つまり、群れの行動域の植生の割合を把握したうえで、サルの群れがそれらの植生をどのように利用（土地利用）しているかを分析する必要があります。 具体的に示すと、27ページ 参考資料【食性】に記載されている通り、サルは天然広葉樹林に適した生活形態の持ち主です。つまり、植生において広葉樹林の割合が低ければ、その分を補うために針葉樹林や農耕地・市街地も利用していると考察できます。一方、広葉樹林の割合が高いにもかかわらず、農耕地・市街地を利用していれば、農耕地等に依存していると考察できます。 したがって、サルがいた地点の植生だけで「農耕地等に依存する群れ」「山林を中心に生息する群れ」としてしまうことは危険で誤解を招く恐れがあるため削除を求めます。 次回のコラムの際には、ぜひ群れの行動域の植生と群れの土地利用との関連性の分析をしていただきたいです。おそらくですが、ダムサイト分裂群周辺の植生は広葉樹の割合が低く（もしくは農耕地の割合が高く）、川第B群周辺は広葉樹の割合が比較的高いのだと思います。よって、ダムサイト分裂群は農耕地・市街地を利用するのだろうと想像しています。	C	行動域調査などのモニタリングデータには、今後さらに解析を進めていくことで多くの情報が得られる可能性があると考えています。今回、コラムでは一例としてサルの群れごとの利用環境の傾向の違いがみられることを示しました。ご指摘のとおりサルの群れがどのように利用環境を利用しているかといったことは、今後分析していくべき重要なファクターと考えられます。コラムでの記載は、サルの群れごとの利用環境の違いがあるという点に留め、削除せず表現を修正しました。 (第3章 -2 管理の考え方 12P <キ>)	フォーム	県民	2022/11/16
17	15	第3章-4-(1) 西湘地域個体群	イ	当町は、T1群による人家侵入や屋根の損傷、庭先に糞をされるといった生活被害が依然として多く、威嚇してくる個体も多い。また、学校敷地内や児童の通学路に出没しているため、町としても引き続き、花火による追い払いを年間を通して行っているが、報告のない農業被害も増加しており、何よりも児童の安全を確保するためにも、神奈川県からのレッドデータから外し、H群同様、管理困難な群れとして全頭除去をするように強く要望する。	C	T1群の対策については、追い上げや加害個体の捕獲を行いながら、県は技術支援を継続し、農作物や地形などを考慮した効果的な手法を検討していきます。 また、レッドリストの位置付けについては、地域個体群の考え方について国の動向等も踏まえながら、科学的に評価するものと考えております。	市町村意見	市町村意見	31湯河原町
18	17	第4章-1-(1) 被害防除対策の方法	イ	ア 集落環境整備 農地の野菜や果実の取り残し、放棄果樹の収穫は必要だと考えます。食品ロスの減少や食料自給率を高める観点からも、利用可能な野菜や果実の収穫と活用は必要なので、地域住民・都市住民との連携よっての推進を期待します。	B	農地の野菜や果実の取り残し、放棄果樹、廃棄果実の放置はサルを誘引、定着させる要因となるため、全て収穫するか廃果を埋める等の適正な処分についての取組を支援していきます。	フォーム	県民	2022/11/13

意見の内訳（意見分類）： ア 計画の基本的な考え方について／イ 管理事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）： A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画素案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	ページ	項目	意見分類	意見	反映区分	県の考え方	提出方法	意見元	日付・市町村
19	5, 17-18	第2章-1-(2) 被害防除対策 第4章-1-(1) 被害防除対策の方法	イ	5ページ、第2章 第4次計画の成果と課題、1 実施状況、(2) 被害防除対策、イ 農地への防護柵の設置 「県が市町村より提供された防護柵の位置情報とサルの出没地点を基に、サルの行動域の変化を地図化した結果、サルの出没地点の多くが電気柵から離れていたことが明らかになった。」とあり、 17～18ページ、第4章 管理事業、1 被害防除対策、(1) 被害防除対策の方法、イ 農地への防護柵の設置 「農作物はサル等の野生動物にとっては、非常に栄養価が高く、集落へ誘引する要因となるため、防護柵の設置により、サルの農地への侵入を防ぐ。防護柵を設置することが被害面積の減少につながるほか、集落の大部分の農地に設置することにより、サルの移動経路の遮断や農地への定着を抑制する効果が期待される。県及び市町村は、農業者団体と連携し、農業者等がサル対策として効果がある電気を使用した防護柵（電気柵）やネット等で上面も覆った防護柵を設置することを、その効果や成功事例の普及等を通じて促進するとともに、設置された防護柵の管理の徹底を農業者等に働きかける。」とあるが、電気柵の設置については、サルの出没地点等の分析をしっかりと行なった上で、設置場所を含めて被害防止効果が十分得られるよう検討する必要がある。	A	ご意見のとおり、防護柵の設置に関して県が技術的な支援やサルの行動域の変化等の情報提供を行う旨を記載しました。 (第4章-1-(1) 被害防除対策の方法 18P <ケ>)	フォーム	県民	2022/11/16
20	18	第4章-1-(1) 被害防除対策の方法	イ	オ 加害個体捕獲 「加害個体等の捕獲は、市町村が県の許可を受けて実施する」とあるが、現在、小田原市のH群と想定されるハナレザルが県西、湘南地区の市街地に出没していることを考慮し、個体によっては行動域が市を跨がり、1つの市町村では対応が難しく、全県的な対応が必要になるため、その場合は県が主体となり、麻酔銃捕獲等を行う記載をしていただきたい。	C	加害個体を含めサルの捕獲は原則として市町村が県の許可を受け実施しますが、市町村による実施が技術的に困難な場合など特に必要な場合は、技術的な協力も含め、県と市町村で適宜連携して実施していきます。	市町村意見	市町村意見	15伊勢原市
21	18	第4章-1-(1) 被害防除対策の方法	イ	ハナレザルについて 神奈川県では、数年に一度の期間で、個体群が存在しない市町村にハナレザルが出没しています。生活被害や人身被害に繋がることが懸念されることから、本管理計画にハナレザルの習性や対応方法を記述していただきたい。	B	県民等がハナレザルを目撃した際の留意点や対応については、普及啓発の取組の中で周知を図るとともに、出没状況は場所により様々であることから、関係する市町村とよく情報共有し連携しながら進めていきます。 なお、ハナレザルの習性については参考資料の用語集に、対応方法については「第4章-1-(1) -オ 加害個体捕獲」に記載しています。	市町村意見	市町村意見	06鎌倉市
22	18	第4章-1-(2) 被害防除対策の進め方	イ	また、突発的に市街地に出没し、どの群れのサルか断定できない個体が捕獲された場合に、早急に殺処分とできるような記載をしていただきたい。	B	ハナレザルについては、農作物被害・生活被害を繰り返し起こし、追い払いを実施しても被害が防止できない場合や、市街地等で追い払いができず被害が防げない場合は、加害個体に準じて捕獲・殺処分が可能です。	市町村意見	市町村意見	15伊勢原市
23	19	第4章-1-(2) 被害防除対策の進め方	イ	イ 位置情報の提供 位置情報の提供について、SNSの活用も検討したらどうか。	A	位置情報の提供に当たって用いる手段として、SNSを記載しました。 (第4章-1-(2) 被害防除対策の進め方 19P <コ>)	フォーム	県民	2022/11/16
24	20	第4章-2-(1) 群れ管理の計画	イ	エ 管理困難な群の除去 「追い上げや被害防除対策を徹底」とあるが、具体性に欠けているため、どの程度の追い上げや被害防除対策を実施すれば「徹底」となり、群の除去を実施できるのか明記していただきたい。 令和3年度と令和4年度に湘南地域県政総合センター環境調整課とかながわ鳥獣被害対策支援センター、伊勢原市で協力して日向群の追い上げを実施しているが、全頭捕獲までの目処が立たない。	D	管理計画には、管理の考え方や地域個体群別の管理方針などを記載しており、地域個体群を構成する各群れの対策の方針や具体的な対策は、状況の変化に対応できるよう、毎年度の事業実施計画で定めることとしています。	市町村意見	市町村意見	15伊勢原市

意見の内訳（意見分類）： ア 計画の基本的な考え方について／イ 管理事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）： A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画素案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	ページ	項目	意見分類	意見	反映区分	県の考え方	提出方法	意見元	日付・市町村
25	22	第4章-3 生息環境 整備	イ	捕獲に偏り過ぎるのは危険。里での防除対策を強化しつつ、中長期的に山でサルが暮らせるようにもっと積極的に生息環境の改善を！奥山にある人工林や斜面が急過ぎる人工林など木材生産に適さない人工林は、計画的に広葉樹が入り混じる森林に転換してほしい。自然植生を回復させるシカ管理と連携することも必要では。そういった観点からもP22の生息環境整備については、詳しく記述して地図やデータを使うなど、事業の内容や方向性をもっと具体的にわかるように示してほしい。	C	第5次計画の取組の中で、様々な主体が管理する森林をとりま とめて図示することを検討していきます。	FAX	県民	2022/11/16
26	22	第4章 - 2-(3) 個 体数調整 の方法	イ	<ul style="list-style-type: none"> 「イ捕獲個体の取扱い（イ）」において「捕獲した個体を殺処分する際は」と記述があるが「殺処分しない際は」という事態が発生することもあると読み取れる。令和4年度第1回神奈川県鳥獣総合対策協議会サル対策専門部会において、「捕獲個体の取扱いについては、これまでの専門部会等で動物園等の施設への譲渡について議論されてきたと承知しています。4次計画では原則殺処分、必要に応じて学習放獣という扱いになっているが、それを引き続き変更しない方向にしたいと考えています。」という説明に矛盾している。捕獲後の取扱いは非常にセンシティブな内容なので、どちらにも読み取れる内容は記載せず「捕獲した個体は（中略）殺処分し」とした第4次計画の内容を堅持願いたい。 「捕獲した個体を殺処分する際は」の記述を残すのであれば、どのような状況であれば捕獲した個体を殺処分しないのかも記載する必要がある。 本市は、令和3年6月の報道により、ニホンザル駆除に対する日本全国からの批判を一身に受けてきた経験を有する。その際、譲渡先が見つかり現地視察も行っている。そうした中で県からは「殺処分と明記した計画に反する」、「検討委員会にて譲渡はすべきではないと結論付けた」として譲渡ができなかった。殺処分以外の手法を記述しないまま、殺処分以外の手段を執ることが可能と読み取れる現行案には賛同できない。 	D	「捕獲した個体を殺処分する際は」という記載は、同項目（ア）に記載の「捕獲許可を受けていない個体が捕獲された場合」と区別するためのものです。	市町村 意見	市町村 意見	08小田原市
27	24	第4章-6 広報・普 及啓発	イ	餌付け防止について 神奈川県サル問題の始まりは「餌付け」である。 餌付け防止を徹底しなければ、サルは人里からいなくなる。 農作物を取られたり、家の中の食べ物を荒らされたりするのも、人から見れば被害だが、サルから見れば「餌付け」にほかならない。対策は、その観点からの強化が必要であり、「広報・普及啓発」の項に餌付け防止について触れているが具体性に欠けている。 様々な形で行われている餌付け行為をどのように防止していくのか、具体的な手立てを明記すべきである。	A	ご意見のとおり、餌付け防止に向けた広報の手段について記載 しました。 （第4章-6 広報・普及啓発 24P <サ>）	FAX	県民	2022/11/16
28			ア	ニホンザルによる生活被害への対策に努力いただき、西湘地域においてはS群を除去するなど確実に成果を上げていることは、地域住民にとっては喜ばしいことと存じます。 しかし、「図 2-2 県内ニホンザル生息数」のデータなどを拝見すると、個体数がかなり減少しており、特に西湘地域個体群が今後維持していけるのか心配な面もあります。人間と野生動物の共生の観点から、生活被害対策一辺倒ではなく、P22の「生息環境整備」に力を入れるなど、バランスのあるニホンザル管理を行っていただきたいと思えます。	B	各群れごとにモニタリングによって得られた生息状況や、地域での被害状況、群れ特性等に基づき、被害防除対策、群れ管理、生息環境整備を効果的に組み合わせて実施していきます。	フォー ム	県民	2022/11/16
32			ア	ニホンザルの計画に限ったことではありませんが、野生鳥獣被害の発生により、耕作放棄地等が増加し、野生鳥獣被害が拡大していると認識している。野生鳥獣による農作物被害は過疎化が進行する要因の一つであることから、現状の処理的な被害対策だけでは根本的な解決には至らないと思われれます。	B	管理計画は、応急措置的な被害対策でなく、生物多様性の確保及び鳥獣被害の防止の長期的な観点から、サルの地域個体群の安定的な維持を図りつつ、生息数や生息地を適正な水準とするため、引き続き市町村など多様な主体と連携して管理事業に取り組んでいきます。	市町村 意見	市町村 意見	03相模原市

意見の内訳（意見分類）： ア 計画の基本的な考え方について／イ 管理事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）： A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画素案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	ページ	項目	意見分類	意見	反映区分	県の考え方	提出方法	意見元	日付・市町村
29			イ	小田原のH群等、40年もの間住民に危害を加わずに続けたニホンザルの蛮行も元は人間が原因を作ったのだと思います。また追い払い隊の方々のご苦労は大変だと思います。畑などを荒らす動物はサルが一番多いとの事。身軽で知能も高く、しかし駆除されることも知らぬその身の不運を思うとかわいそうです。 サル被害を食い止める技もひとつではなく、様々な方法を考える事が必要だと思います。煙火やエアガンなどの追い払いに加え、最近は資質のある普通の飼い犬をベアドックならぬモンキー犬に育て上げる専門家がいます。導入はされているのでしょうか。モンキー犬がたくさんいればサルも怖くて人里には降りてこないのではないでしょうか。	C	モンキー犬の活用については、本県では都市化が進み、犬を放せる適地が少ないこと、犬を放すこと自体について地域の理解が必要であること、犬の飼養や訓練など飼い主の負担が大きいことなどの課題があり、活用を希望する市町村が無い状況です。	フォーム	県民	2022/11/17
30			イ	やはりサルが人里は怖い、山の中で食べて行こうと勉強するには、山の実りを豊かにする以外には無いと思います。 クマにしてもそうですが、美味しい柿などを丹沢山中に植樹するのは無理なのではないでしょうか。カラスなども山に食べ物が多く、人里は怖いと勉強すれば、童話にあるように山で子供を産むのではないかと思います。	B	人工林の間伐や混交林化などの森林整備を進めることによって、林床植生の回復や広葉樹の生育を図り、サルを始めとする野生動物の生息環境の改善を進めていきます。	フォーム	県民	2022/11/17
31			イ	「山梨県や東京都との連携による対策の必要性について」 山梨県や東京都と歩調を合わせて管理計画を作成する必要がある、ニホンザルの捕獲方法等、3都県で連携して対策に取り組まなければ、被害を軽減することはできないと考える。	B	県及び市町村は、関係都県及び隣接する市町村と、生息状況、被害状況、捕獲状況及び被害防除対策の実施状況等について情報交換を行うとともに、管理事業の効果的な実施に向けて連携を図っていきます。	FAX	県民	2022/11/18

A 14
B 8
C 6
D 4
E 0
計 32

ア 7
イ 20
ウ 5
計 32